スタートアップをめぐる取引に関する調査結果（概要）

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

①調査の経緯／趣旨

- 令和２年１１月「**スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書**」公表（連携事業者との共同研究等の契約及び出資者との出資契約に係る問題事例等を掲載）
- 令和３年３月「**スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針**」公表（令和４年３月改正。公正取引委員会及び経済産業省の連名）
- 令和４年６月「**パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ**」に関する取組として、指針を踏まえた取引が行われているかを把握するため本調査を実施（６月１５日、書面調査票を発送・ＨＰに掲載）

②調査の実施

書面調査	スタートアップ（※）向け：約５，６００社	回答者７９１社＜１４．０%＞
	連携事業者・出資者向け：約１１，５００社	回答者５，０５２社＜４４．０%＞ - うち、事業連携又は出資の経験が有る回答者８２９社＜７．２%＞
立入調査	連携事業者・出資者１３社	〈スタートアップとの取引が多い業種〉 化学工業 → 連携、出資 情報サービス業 → 連携、出資 銀行業 → 連携、出資 金融商品取引業、商品先物取引業 → 出資
ヒアリング	スタートアップ３７社	
指針の認識に係る聴取調査	スタートアップ８１社	

※成長産業領域において革新的な事業活動を行う事業者のうち、創業して数年から１０年程度かつ未上場企業

③書面調査／立入調査／ヒアリングの結果

- 問題につながるおそれのある事項が見受けられた連携事業者・出資者に対し、**具体的な懸念事項を明示した文書**の送付（８社、行為１１件）
- スタートアップから得られた**客観的な資料により問題につながるおそれのある事項に関する情報を得られた**ものの、スタートアップが連携事業者・出資者への接触を控えることを希望したことから、具体的な懸念事項を明示した文書を送付しなかった事例あり（１１社、行為１１件）
- 中小企業庁が同庁のウェブサイトに掲載している投資契約書のひな形に、**買取請求の対象として経営株主が含まれており**、これを根拠に個人に対する買取請求が可能な株式の買取請求権の設定を要請したと思われる事例あり

→**指針の趣旨と整合性を確保することを申し入れた**ところ、中小企業庁において、指針に沿う契約書の新しいひな形として、改訂された「我が国における健全なベンチャー投資に係る契約の主たる留意事項」を注意書きによりウェブサイトに追加

④スタートアップに対する指針の認識に係る聴取調査の結果

【指針の認識】

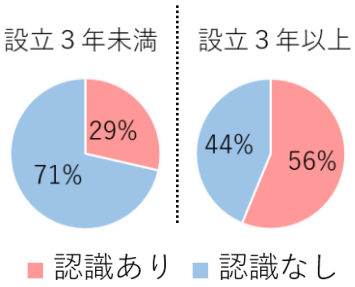

【指針の活用例】

- ベンチャーキャピタルとの投資契約書について、相手方に指針を提示して交渉（不利益な要請内容を修正）

⑤調査結果の評価

- **設立から日が浅いスタートアップほど指針を認識していない**傾向
- 連携事業者・出資者の**事業部門まで指針の内容が十分に伝わっているとはいえない**

⑥調査結果を踏まえた対応

- スタートアップ、連携事業者・出資者（スタートアップとの取引が多い４業種を重点的に）に対する**指針の更なる周知**
- 違反行為への**厳正な対処**

●問題につながるおそれのある事例（事業連携関係）

ＮＤＡ（秘密保持契約）を締結しないままの営業秘密の開示の要請

Ａ社は、ピッチ大会（スタートアップが投資家などに対して自らの事業計画をプレゼンするイベント）で興味を持ったスタートアップに対し、後日、個別のミーティングを行うことを依頼し、そのミーティングにおいて、ＮＤＡを締結しないまま、当該スタートアップの経営見通しやビジネスモデルの重要な情報の開示を要請した。

共同研究の成果に基づく知的財産権の一方的帰属の要請

Ｄ社は、スタートアップとの共同研究において、Ｄ社の知的財産ポリシーを理由に、スタートアップ側の貢献を考慮することなく、当該共同研究の成果に基づく知的財産権をＤ社のみに帰属させることを要請した。

●問題につながるおそれのある事例（出資関係）

出資者が第三者に委託して実施した業務の費用負担の要請

Ｉ社は、出資を検討しているスタートアップに対し、当該スタートアップの意向に関係なく一方的に、Ｉ社が第三者に委託して実施するデュー・デリジェンス（企業価値やリスク等に関する調査）の費用全額を負担するように要請した。

行使条件を満たさない株式の買取請求権の行使

Ｌ社は、投資契約書に規定の行使条件を満たしていないにもかかわらず、出資先スタートアップに対し、保有株式の全ての買取りを請求した。その際、当該スタートアップに十分な説明・協議をせず、合理的な算出根拠に基づかない買取価格を設定した。

●個人への買取請求が可能な株式の買取請求権

- ✓ 株式の買取請求の対象から経営株主等の個人を除いていくことが競争政策上望ましい（指針４７頁）
- ✓ 本調査で確認した限り、多くの投資契約書案で経営株主等の個人に対する買取請求が可能な株式の買取請求権が含まれていた。
- ✓ 出資者とスタートアップの交渉の結果、請求対象から経営株主等の個人が除かれた事例や請求対象の個人を限定した事例もみられたが、買取請求権やその請求対象に個人が含まれることの意味をスタートアップに十分説明したとはいえない事例もみられた。

（参考）スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針（令和３年３月公表、令和4年３月改正）

- 成長戦略実行計画（令和２年７月及び令和３年６月閣議決定）に基づき、公正取引委員会及び経済産業省が連名で策定。
- 実態調査の結果を踏まえ、スタートアップと連携事業者とのNDA、PoC契約、共同研究契約、ライセンス契約等及びスタートアップと出資者との出資契約ごとに、公取委 が独占禁止法・競争政策上の考え方、問題となり得る事例を整理、 経産省 が問題事例の背景・原因を整理し、その解決方針（予防策等）を提示。

スタートアップと連携事業者との取引・契約

NDA（秘密保持契約）に係るもの
- 営業秘密の開示
- 片務的なNDA等の締結
- NDA違反

PoC契約（技術検証契約）に係るもの
- 無償作業等

共同研究契約に係るもの
- 知的財産権の一方的帰属
- 名ばかりの共同研究
- 成果物利用の制限

ライセンス契約に係るもの
- ライセンスの無償提供
- 特許出願の制限
- 販売先の制限

その他（契約全体に係るもの等）
- 顧客情報の提供
- 報酬の減額・支払遅延
- 損害賠償責任の一方的負担
- 取引先の制限
- 最恵待遇条件

スタートアップと出資者との取引・契約

- 営業秘密の開示
- NDA違反
- 無償作業
- 出資者が第三者に委託した業務の費用負担
- 不要な商品・役務の購入
- 株式の買取請求権
- 研究開発活動の制限
- 取引先の制限
- 最恵待遇条件

（注）優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となるのは、連携事業者又は出資者の取引上の地位がスタートアップに優越していることが前提。
また、優越的地位の濫用を含む不公正な取引方法として独占禁止法上問題となるのは、公正な競争を阻害するおそれが生じることが前提。